

議事日程第1号

平成27年12月3日(木)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する件

委員長報告(男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別)質疑、討論、
表決

第4 議案上程(議案第77号から第96号まで及び議案第98号から第123号
まで並びに報告第11号)

提案理由の説明(市長)

第5 議案上程(議案第97号)

提案理由の説明(市長)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(0人)

議会事務局職員出席者

事務局長 木元 義博

局長補佐 湊 智 志
主席主査 杉 本 一 也
主席主査 夏 井 大 助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	杉本 俊比古
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	佐藤 盛己
産業建設部長	原田 良作	教育次長	目黒 重光
企業局長	安藤 恒昭	企画政策課長	菅原 信一
総務課長	藤原 誠	財政課長	八端 隆公
税務課長	山田 政信	生活環境課長	渡部 源夫
介護サービス課長	水戸瀬 重孝	福祉事務所長	夏井 正士
農林水産課長	中田 和彦	観光商工課長	飯澤 主貴
建設課長	三浦 秋広	病院事務局長	柏崎 潤一
会計管理者	目黒 雪子	学校教育課長	吉田 雅美
生涯学習課長	加藤 秋男	監査事務局長	畠山 喜代和
企業局管理課長	菅原 長	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時12分 開 会

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年12月定例会を開会いたします。

当局から例月現金出納検査結果報告書及び男鹿市財政に関する報告書の送付がありましたので、ご配付いたしております。

なお、諸般の報告は朗読を省略いたします。

○議長（三浦利通君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

5番佐藤誠君、6番古仲清尚君を指名いたします。

日程第3 男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する件

○議長（三浦利通君） 日程第3、男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。木元男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員長、4番木元議員。

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） 皆さん、おはようございます。

検査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会における検査の経過及び結果について、報告申し上げます。

本委員会は、第1回目の委員会を本年6月定例会最終日の6月30日に開会し、正副委員長の互選の結果、委員長には私、木元が、また、副委員長には古仲清尚議員が選任されたものであります。

本委員会では、市民からの市政に対する信頼を地に落とした、かつてない多額の公金着服という事件に関し、原因究明及び再発防止に向けた取り組みについて、市当局に対し、元課長の市役所採用後の人事異動履歴など9件の資料を求め、精力的に検査をしたものであります。

検査の方法としては、市当局から、公金着服事件の概要説明を受けた後、組織のあり方としてどこに問題点があったかなど、委員からの質疑及び意見に対し、当局から答弁を求めたものであります。また、さらに疑問点などを整理しながら、改めて資料の提出を求め、事実確認をするなど、検査を掘り下げていったものであります。

原因究明に関する委員からの主な意見として、まず、組織に関することでは、第1点として、職員の動向を管理把握し、チェックする態勢が整っていない。徴収実績がない場合も報告すべきだ。

第2点として、当局の調査委員会からの報告の中で、「納付したのに未納になっているという事案が何度かあった中で」という記述について、このようなことをわかっていながら、なぜその時点で調査や確認がなされなかったのかなどの意見があったのであります。

次に、職員に関することでは、第1点として、元課長の滞納者とのトラブルは以前から耳にしており、これまでの上司はどのような対応をしてきたのか疑問だ。平成26年1月の事案の前に問題化された事案はなかったのか。

第2点として、元課長は、一つ、誇りと使命感を持って職務にあたっていたのか。二つ、人権を尊重しながら、公正かつ親切に職務を執行してきたのか。三つ、規律を厳正に保持し、相互の連携を強めてきたのか。四つ、精廉にして堅実な生活態度を保持してきたのかなどの意見等があったのであります。

次に、その他に関することでは、第1点として、人事異動に関し、原則5年の目安

を設定していながら、なぜ元課長は長期にわたり税務課に所属していたのか。

第2点として、元課長は、懲戒処分が3回で、減給2回、停職2カ月1回ありながら、そのことが考慮されない人事のあり方が非常に不可解だなどの意見等があったのであります。

次に、再発防止に関する事項について。

第1点として、税務課への異動時に、税務課職員としての心構え等の職場研修が必要である。

第2点として、内部公益通報処理委員会制度の周知徹底と、制度が機能するような運用をすること。

第3点として、市役所全体的に指摘できることだが、職員の長期にわたる同一部署への配置は行わないこと。定期的な人事異動を原則どおり実施し、事務引き継ぎなどによる、職員間の相互チェックなどが図られるよう徹底することなどの意見等があったのであります。

次に、その他の事項について。

第1点として、元課長が着服したと認めている額が約1千400万円から1千500万円で、当局の調査委員会による被害額は約4千700万円と、大きく食い違いがあるが、今後、この被害額の取り扱いがどうなっていくか懸念される。

第2点として、調査委員会としての被害額の確定や、その請求を早期にするべきである。

第3点として、市民からの信頼回復の観点からすると、被害額の補てんに関する市民感情が一番大きいと感じる。もろもろの問題点や課題があるとは思いますが、あらゆる事例を参考としながら、納得できるような早期の対応をするべきであるなどの意見等があったのであります。

次に、参考人に関するることについて。

男鹿市議会委員会条例に基づき、事件の原因究明に向けた、これまで上司であった前副市長や元部長等について、参考人として出席を求めることも協議、議論がなされたものであります。

被害額について、職員が自ら連帯責任で行うべきでないかとする発言について、元上司であった前副市長は、どのように受けとめるのか考えを伺いたいなどの意見が

あったものでありますが、本委員会としては、設置目的である原因究明及び再発防止について検証するものであり、被害額への対応のあり方については、市当局からの提出資料及び質疑への答弁をもって検査報告書に盛り込むこととし、参考人については出席を求めないこととしたものであります。

こうした委員からの指摘や意見及び市当局からの答弁などを総体的に整理すると、着服が起きた原因と再発防止に向けては、特に次の事項が指摘されるものであります。

第1点として、税務課収納班では、職員の臨戸訪問時に関する動向把握など、業務管理態勢が徹底されていないこと。これは、納税者宅への臨戸訪問の際、徴収がなかった場合などは、交渉経過記録に入力をしないと、どこで、だれと、何をしていたかが把握できない状況にあり、電算システムによる管理のあり方等の検討、研究を含め、改善が求められるべきものである。

第2点として、臨戸訪問時の二人一組の行動が徹底されていないことなどについては、滞納整理マニュアルにある当然のルールを遵守することはもちろんのこと、ルールに反する行動を目にしたときは、速やかに上司や同僚に報告、相談するような、風通しのよい職場づくりをすべきものである。

第3点として、現金を取り扱う税務課収納班だけでなく、市役所全体的に指摘できることだが、職員の長期にわたる同一部署への配置は行わないこと。これは、昨今の国や県内他市の事案にもあったように、長期の配置によることが原因だったことが否定できない。定期的な人事異動を原則どおり実施し、事務引き継ぎなどによる職員間の相互チェックなどが図られるよう、徹底すべきものである。

第4点として、公務員として誇りと使命感を持って職務にあたること。公正かつ親切に職務を執行すること。規律を厳正に保持し、職員相互の連携を強めること。精廉にして堅実な生活態度を保持することなどを、職員全体に徹底していくことが必要である。

むすびとしまして、まず、信頼回復についてであります。

公金着服事件の全容解明時期について、委員より質問があったが、市当局からは、本検査報告書2ページに記載されている事件に伴う総額は、約4千700万円となっており、現在領収書が確認された約1千100万円について、監査委員に対し、監査

請求を行っている。また、着服後の返還分約20万円と、領収書確認分を除く、領収書のない納税者申告分に係る不透明な金額約3千600万円については、現在1件ごとに情報整理をしながら検証作業を行っており、市民の信頼回復に向け、できるだけ早く解決したいという思いは持っているとの発言があったものであります。しかしながら、納付額に対する裏づけがとれないなどのようなケースをどう処理するのか、全く情報のない中で最終判断をどうするのか、この不透明な金額の処理をどうしていくのか、大きな課題となっている。

関係職員の事情聴取において、市当局から、前副市長より冒頭、在任中に起きたことで本当に残念であり、大変申しわけなく、議員や市民の方々にお詫びしなければならないとの言葉があった旨報告されたが、果たして市民に対し、どのような時期に、どのような形で謝罪するのか、動向を注視したい。

また、提出資料には、先ほども申し述べましたが、元上司が、自身の責任については、関係した職員が一堂に会して意見を出し合い、方向性を示した方がよいと思うとの発言は、本委員会では信頼回復の手立ての一つととらえている。また、顧問弁護士との協議はもちろんのこと、さまざまな事例などを研究しながら、市民から信頼回復が得られるよう最善の努力をしていくべきである。

次に、提言としまして、このたびの事件により、市民からの信頼を大きく失った現状において、このような不祥事が二度と起こることのないよう、いま一度、全職員が公務員としての原点に立ち返り、法令遵守を徹底し、全体の奉仕者として公共のために働いてもらいたい。また、職場内での報告、連絡、相談のしやすい環境づくりに、より一層取り組み、職員個々の日常業務の遂行にあたっては、真摯に全力を挙げて専念していただきたい。また、男鹿市に暮らす地域住民のために市政運営が行われていることを自覚し、市民や来庁者、そして職員間において、あいさつを徹底するなど、当たり前のことを当たり前に行ってもらいたい。そして、信頼回復に向け、地域行事への参加やボランティア活動など具体的目標を掲げ、各部署において目標が実行されているか、定期的に確認するなど、コミュニケーションをとりながら一つ一つ積み重ね、信頼を取り戻す行動をし、新たなまちづくりへの礎を築いていただくことを提案いたします。

終わりに、当該事件に対し、本委員会は、設置目的である原因究明と再発防止に向

け、市当局から資料の提出を求め、精力的に取り組んできたものであります。検査の過程で、被害額への対応等、市民の信頼回復が今後大きな課題となるとの意見があり、新たなまちづくりへの影響が懸念されるものであります。このため、原因究明と再発防止に向けた指摘事項に合わせ、信頼回復のあり方と市当局への提言を含め、取りまとめたものであります。

なお、我々議員は執行機関を監視するという役割を担っており、市当局の不祥事に対する議会の責任については、法令で規定したものはなく、直接的な責任はないとされております。しかしながら、不祥事を見抜けなかったという道義的責任を強く持ちながら、これまで以上に監視機能を高め、市政発展に向け鋭意努力していただきますことをご期待するものであります。

最後になりますが、本委員会における検査にあたって、委員各位からは熱心なご協議及び建設的なご意見など、皆様のご協力に感謝を申し上げまして、検査結果のご報告といたします。

○議長（三浦利通君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。15番中田議員

○15番（中田謙三君） おはようございます。

今、委員長報告、私なりに初めて見させていただいて、報告書を、聞いているわけですが、3点ほどお尋ねしたいと思っておりますので、まず答えていただけるなら答えていただければありがたいなと思っております。

1点目は、5ページのその他の部分で、(2)「調査委員長として、関係職員への事情聴取を行っての受けとめ方はいかがか。」その次の(3)「調査委員会としての被害額の確定やその請求を早期にすべきである。」この2点。それから、もう1点は、7ページの中段ですけれども、「元上司が、自身の責任については、関係した職員が一堂に会して意見を出し合って、方向性を示した方がよいと思うとの発言は、本委員会での信頼回復の手立ての一つとしてとらえている。」という記述がございます。その点について、なかなかこの活字だけではわからないので、質問させていただきました。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 木元委員長
暫時休憩します。

午前 10 時 33 分 休 憩

午前 10 時 38 分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

木元委員長

○4 番（木元利明君） それでは、中田議員の質問の 3 点についてであります。はじめに、その他のですね、(2) と (3) の件についてですが、これ、調査委員長といえますのは、私どもの 98 条の調査委員長ではございません。私どもは、98 条で検査委員会であります。したがって、この (2) と (3) の調査委員長といえますのは、市当局の調査委員会での調査委員長に対する受けとめ方はどうなのかということでもあります。3 番目もそうであります。

次に、三つ目の、元上司が、自身の責任については、関係した職員が一堂に会して意見を出し合い、方向性を示した方がよいと思うとの発言に対する本委員会、まあ 98 条、検査委員会での信頼回復の手立ての一つととらえているという、こっちに対する中田議員の質問であります。これらをですね、報告書をつくるにあたりまして、7 名の委員で 7 回の委員会を開催してまいりました。これは最終報告ということで、再度、中田議員の会派の方もおられます。その方々からもいろいろな意見を伺いながら取りまとめたものが、ここに載っておる文言でありまして、それ以外のものについては、これ以上でもありませんし、以下でもありません。おたくの委員会の代表の方も、よくご存じでありますので、私からはそれ以外のことは申し述べることはできません。

以上であります。

○議長（三浦利通君） 再質問ございませんか。中田議員

○15 番（中田謙三君） やっぱりこれだけ重大な審査をした委員会ですし、もっとやっぱり何ていうかな、今のような発言は、まあ話は違いますが、最後のこの委員会での信頼回復の手立てというか、この部分は、委員会としてそれぞれ委員長が発言してるんですから、こういうことだと思いますけれども、これを読ませていただいた場合、どうやって関係した職員が一堂に会して意見を出し合い、方向性を示してもらいたいというか、そういうことだと思いますけれども、私自身このことは、なか

なか難しい問題ではないのかなと思いますので、改めてそのことを踏まえて、委員長としてどう思われているか、発言をお願いします。

○議長（三浦利通君） 木元委員長

○4番（木元利明君） お答えいたします。

中田議員の言われることは、重々理解できます。私ども、98条検査委員会の任務といたしましてはですね、原因の究明と再発防止を大きな課題として検査を行ってまいりました。7回の委員会において、まあ報告にあったとおり、原因の究明も、委員会として、これ以上の原因究明は、100条と違いまして不可能であるがゆえにまた、大分それなりの検査ができたということが一つです。それから、再発防止に向けては、これは我々検査委員会以上に市当局でかねがねいろいろ、その場、その場面で再発防止対策を講じておると。そしてまた、きょうの私の報告にありましたごとく、そのようにやってもらいたいという内容になっております。

ここで、今、中田議員がおっしゃった、関係した職員が一堂に会することは非常に難しいことではないかというお話でございますが、これを提案したのは、先ほど報告にありましたが、OBである職員の方が、やはり自分が在職中のことでもあるからということで、これは我々も放っておけないでしょうと、ということで、当局の調査委員会の委員会で申し述べたことを、我々が検査委員会で報告受けたとおりのところを、ここに文言として入れたわけでございます。非常に私思うにも難しいと思いますが、例えば、職員でなくても、退職者に嘱託やらで勤めたという方々であれば、これは在職中とみなされて懲戒処分を受けたと。しかしながら、60歳過ぎて、まあ早期退職もおりますが、それらの方々には職責がないということで、何ら地方公務員法でも懲罰やらそういうふうなものを課すことは不可能だということは、中田議員もご存じだと思います。ここにあって載せたのは、やはり我々委員会としては、市当局に対して、この被害額をどうするんだと、我々は100条と違いまして、そこまで踏み込む権限も何もございません。ということで、このような職員もおったと、OB職員ですな、OBがおったということのをこれに載せるというのは、やはりこれらを真摯に受けとめながら、よい手立てを探してほしいということ、委員会総意のもとでここへ載せたことあります。何も私どもがこのような文言をつけ足したとか、言ったとか、そういうことはありませんので、そこら辺誤解のないようにひとつ。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦利通君） 再質疑。中田議員

○15番（中田謙三君） はい、わかりました。終わります。

○議長（三浦利通君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する件について、採決いたします。

本件について、お手元に配付いたしております委員会検査報告書及び男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員長報告を了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する件については、委員会検査報告書及び委員長報告のとおり了承されました。

これをもって、男鹿市税務課職員による公金着服事件に関する検査を終了いたします。大変御苦労さまでした。

日程第4 議案第77号から第96号まで及び議案第98号から第123号
まで並びに報告第11号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第77号から第96号まで及び第98号から第123号まで並びに報告第11号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

- 議案第 77号 男鹿市支所及び出張所設置条例及び男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78号 男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 79号 男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 81号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 男鹿市老人憩いの家条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 男鹿市公民館条例及び男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 男鹿市国民宿舎男鹿条例を廃止する条例について
- 議案第 86号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第 87号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第 88号 福米沢地区センターの指定管理者の指定について
- 議案第 89号 道村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 90号 宮沢地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 91号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 男鹿市斎場の指定管理者の指定について
- 議案第 94号 男鹿市中央デイサービスセンター及び男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 95号 男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第 98号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について

- 議案第 99号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第100号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第101号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第102号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第103号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第104号 八ッ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第105号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第106号 館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定について
- 議案第107号 温浴ランドおがの指定管理者の指定について
- 議案第108号 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定について
- 議案第109号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第110号 なまはげ館の指定管理者の指定について
- 議案第111号 サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- 議案第112号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 議案第113号 平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第114号 平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第115号 平成27年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第117号 平成27年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 平成27年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 平成27年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 平成27年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 平成27年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 1 2 2 号 平成 2 7 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 2 3 号 平成 2 7 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

報告第 1 1 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成 2 7 年 1 2 月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、男鹿市人口ビジョン及び男鹿市総合戦略の策定についてであります。

これまで、男鹿市まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会全員協議会で、ご協議をいただいております。あわせてパブリックコメントも実施いたし、先月 2 6 日に男鹿市人口ビジョン及び男鹿市総合戦略を策定いたしました。

内容につきましては、同日から市のホームページに掲載しております。

次に、跡見学園女子大学との連携協力協定についてであります。

本協定は、本市と跡見学園女子大学が、活力ある地域づくり、観光振興、人材育成などに関する事項について協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として締結するものであります。

協定締結式は、今月 2 1 日に本市で行うこととしております。

次に、「男鹿市学校警察連絡連携制度」についてであります。

この制度は、市教育委員会と男鹿警察署が、児童生徒の非行や犯罪被害の防止を目的に情報交換を密にしていくもので、今月 1 日に協定を締結いたしております。

次に、「男鹿半島・大潟ジオパーク」の再認定審査についてであります。

先月 2 日から 4 日までの 3 日間、3 名の審査員がジオパーク学習センターや男鹿市と大潟村のジオサイトを回り、この 4 年間の取り組みについて審査が行われました。

再認定の可否については、今月 1 4 日に開かれる日本ジオパーク委員会で審議され、決定されると伺っております。

次に、男鹿なまはげ柔道錬成会についてであります。

県内外の小学校6年生や中学生を対象とする柔道錬成会が、年明けの1月9日から12日まで、男鹿市総合体育館を会場に開催されます。11月末現在で、参加の申し込みは26団体、約220名と伺っております。

次に、市内小中学生の活動についてであります。

10月18日に愛媛県西予市で開催された第12回全日本中学生女子相撲大会において、潟西中学校1年の石川乃愛さんが中量級で第3位となりました。

また、先月15日に行われました第28回秋田船方節全国大会において、年少者二部で男鹿北中学校1年の高橋愛実香さんが最優秀賞並びに文部科学大臣賞、年少者一部で北陽小学校5年の山本千種さんが優秀賞を受賞しました。

次に、農業の状況についてであります。

水稲は、出穂期以降も天候に恵まれ、本市を含む県中央の作況指数は、103の「やや良」となっております。

本年産米は、全国的な転作の深掘り等で、過剰作付が解消される見通しとなったことから、米価もやや回復しております。

J A秋田みなみや市内主食集荷業者によりますと、主食用米の買い入れ状況は、出荷契約数量17万6千俵に対し、11月末現在の買い入れ数量は18万1千俵となっております。

メロンは、出荷数量は前年を下回ったものの、販売単価が前年を上回り、販売金額は前年対比103パーセントの1億9千100万円となっております。

和梨は、収穫期後半に風や雹の被害が発生しており、出荷数量は前年を下回ったものの、販売単価が前年を上回り、販売金額は前年対比105.5パーセントの1億6千500万円となっております。

転作大豆は、刈り取り作業が終了し、現在、選別作業を進めている状況と伺っております。

また、秋田県たばこ耕作組合によりますと、葉たばこは、本日から出荷が始まり、収量、品質とも前年を上回る見込みと伺っております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年1月から10月までの漁獲量は3千381

トン、漁獲金額は10億4千901万円で、去年同期と比較し、漁獲量で575トン、20パーセントの増、漁獲金額で6千935万円、7パーセントの増となっております。

また、ことしのハタハタの沖合底引き網漁は、9月27日に初水揚げがあり、12月1日現在の漁獲量は109トンとなっております。

一方、沿岸季節ハタハタ漁は、11月29日に船川港と北浦漁港で初水揚げがあり、12月1日現在の漁獲量は48トンとなっております。

次に、観光の状況についてであります。

本年9月、10月における観光客日帰り入り込み数は、9月が20万2千386人、10月が15万2千387人で、去年同期と比較して、9月が1万4千995人の増、10月は24万6千209人の減となっております。

また、ホテル・旅館等の宿泊客数は、9月が1万5千604人、10月が1万5千388人で、去年同期と比較して、9月が1千375人の減、10月が3千91人の減となっております。

10月の減少は、昨年、本市で第137回秋田県種苗交換会が開催されたことによるものと推測いたしております。

次に、雇用情勢についてであります。

本年10月末現在の秋田県の有効求人倍率は、1.10倍となっております。ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は0.79倍となっており、去年同期と比較して0.10ポイントの減、前月と比較して0.15ポイント減少しております。

次に、除雪対策についてであります。

冬期間における円滑な交通確保のため、今月1日に除雪対策本部を建設課内に設置しております。

また、これに先立ち、地域住民との連携を密にするため、先月20日から30日まで、各地区の町内会長と委託業者との除雪会議を実施いたしました。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第77男鹿市支所及び出張所設置条例及び男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、五里合出張所が旧五里合小学校へ移転することに伴い、その位置を改め

るとともに、市単独運行バス五里合線のバス停留所の名称を変更するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 78 号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 79 号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、報酬の一部を引き上げ、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 80 号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正等に伴い、納税者の負担の軽減を図るとともに、納税者の申請に基づく換価の猶予について必要な事項等を定めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 81 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申請書の記載事項に個人番号を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 82 号男鹿市老人憩いの家条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、五里合老人憩いの家を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 83 号男鹿市公民館条例及び男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、五里合公民館及び五里合保育園が旧五里合小学校へ移転することに伴い、その位置を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 4 号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、平成 2 8 年 4 月 1 日に船川第一小学校と船川南小学校が統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 5 号男鹿市国民宿舎男鹿条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、国民宿舎男鹿を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 8 6 号から第 9 6 号まで及び議案第 9 8 号から第 1 1 2 号までの指定管理者の指定についてであります。

本 2 6 件は、本市所有施設について、それぞれ指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第 1 1 3 号平成 2 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本補正予算は、船川第一小学校屋内運動場改築事業費、東部共同調理場ボイラ更新工事費のほか、地方公会計制度導入事業費、なまはげの里男鹿応援寄附金推進事業費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 5 億 3 千 6 3 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 1 7 5 億 6 千 6 3 0 万円とするものであります。

次に、議案第 1 1 4 号平成 2 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本補正予算は、前年度繰上充用金の確定に伴う精算及び職員の異動調整による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ 1 千 7 9 0 万 9 千円を減額し、補正後の予算総額を 5 3 億 2 千 2 5 3 万 3 千円とするものであります。

次に、議案第 1 1 5 号平成 2 7 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、前年度からの繰越金のほか、職員の異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 3 6 8 万 7 千円を減額し、補正後の予算総額を 2 千 4 0 7 万 4 千円とするものであります。

次に、議案第 1 1 6 号平成 2 7 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本補正予算は、職員の異動調整による人件費及び来年 1 月から始まる新しい総合事

業に係る予算の組み替え並びに地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりに係る予算を措置したもので、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ649万5千円を減額し、補正後の予算総額を47億4千909万1千円とするものであります。

次に、議案第117号平成27年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、前年度からの繰越金のほか、職員の異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ115万8千円を追加し、補正後の予算総額を3億4千665万2千円とするものであります。

次に、議案第118号平成27年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、10月までの実績をもとに経常経費及び資本関係費の見直しを図ったほか、職員の異動調整等による人件費を措置したもので、収益的収支の支出で1千827万円の増額、資本的収支の収入で374万4千円の減額、支出で51万1千円の減額を見込んだものであります。

次に、議案第119号から第123号までの各事業会計の補正予算についてであります。

本5件は、収支全般の見直しを図るなどしたものであります。

議案第119号平成27年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で160万4千円の減額、支出で1千370万8千円の減額、資本的収支の収入で1千163万5千円の減額、支出で4千264万7千円の減額を見込んだものであります。

議案第120号平成27年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で4千714万4千円の減額、支出で4千199万5千円の減額、資本的収支の収入で530万1千円の減額、支出で1千567万8千円の減額を見込んだものであります。

議案第121号平成27年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で367万7千円の減額、支出で1千784万3千円の減額、資本的収支の収入で1千830万円の減額、支出で1千29万3千円の減額を見込んだものであります。

議案第122号平成27年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で189万3千円の減額、支出で341万2千円の減額を見込んだものであります。

議案第123号平成27年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で154万5千円の減額、支出で198万6千円の減額、資本的収支の支出で10万6千円の減額を見込んだものであります。

次に、報告第11号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本件は、市有バス運転業務中の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時17分 再 開

○副議長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第97号を上程

○副議長（笹川圭光君） 日程第5、議案第97号男鹿市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました、議案第97号男鹿市体育施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、男鹿総合運動公園総合体育館など市内16の体育施設の指定管理者として、一般財団法人男鹿市体育協会を指定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（笹川圭光君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休 憩

午前 11 時 18 分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日 4 日は議事の都合により休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって明日 4 日は議事の都合により休会とし、12 月 7 日午前 10 時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 19 分 散 会

